

0.8、マダイ1、ホウボウ1、アラ0.2、タチウオ0.5、サメ4、
マトウダイ1。

70～160m水深帯で操業したが、深みに向うに従って漁獲が少なくなった。当時、
この海域では日本水産K.K.のトロール船の1000型が周年2隻操業していた。

3. む す び

今次調査の最初の5日間には北島北東岸および東岸の未開発漁場で重点的に操業したが、期待されたほどの成果はあがらなかった。しかし、何分にも短期間の調査であるから、時期を変えて再調査する必要がある。

Bank半島南岸の赤ダラとResewe Bankのシルバーフィッシュの発見は今調査で最大の発見である。今後は、沿岸域の漁場の開発よりも沖合部のBankを中心にして、深海底びきが可能か漁撈設備をもった漁船による調査が必要であると考えられる。

4. 東ベーリング海におけるスケトウダラの分布について

高 橋 善 弥（遠洋水産研究所）

本篇については、第4回北洋研究シンポジウム「スケトウダラの系統群と環境」の中に発表されているので、ここでは省略する。（本誌61～62頁）

5. 北太平洋の海山と底生魚類

千 国 史 郎（遠洋水産研究所）

本誌1～14ページに詳細に報告されているので、ここでは省略する。

6. 行政の立場からみた遠洋トロール漁業の現状と問題点

尾 島 雄 一（水産庁海洋二課）

総 論

1. 遠洋トロール漁業の範囲
2. 遠洋トロール漁業の許可のしくみ
3. 遠洋トロール漁業のわが国漁業上の地位
4. 遠洋トロール漁業をとりまく環境
5. 国の施策

各 論

1. 以西底びき網漁業
2. 母船式底びき網等漁業
3. 北方トロール漁業
4. 南方トロール漁業
5. 北転底びき網漁業
6. えびトロール漁業

問 題 点

1. 魚類たん白の需給ギャップをうめる主体ありうるか。
2. 領海等拡大方向にどう対処するか。
3. トロール船の大型主義化と新漁場開発
4. 漁業協力等による後進国の領域内への漁業活動の推進方向

要 約

総 論

- ① 遠洋トロール漁業は、漁業法52条に基づく指定漁業であり、政令により、名称・区域等が明示されていること。
- ② 指定漁業は、漁業法52条により、農林大臣の許可なくしては、漁業を営むことができないこと。
- ③ 許可に当っては、5カ年ごとの一斉更新制度がとられており、資源・経営等を総合的に勘案して、許可方針を定めて、許可がなされていること。